



特集

Bicycle

# 自転車を楽しむために ―笠間市自転車条例―

みなさんは、普段どのような交通手段を利用していますか？

車やバイクを運転する場合は、もちろん免許を取得して各種保険に加入してから運転をしますよね？

交通手段として、笠間市では欠かせないものだと思います。そして誰もが安全運転で、万が一にも事故がないように心がけていると思います。

では、自転車はどのような扱いが

必要ないですか？

ている以上に出るし、危険が伴う乗り物であることをあまり感じていないのではないのでしょうか？

自転車は、便利な乗り物ですが、ルールとマナーを守ることが大切です。

最近、ルールを守らなかつたりマナー違反をすることで事故を起こし、相手に大けがを負わせ、高額な損害賠償を負うケースが増えています。

市では、少しでもそのリスクを軽減できたら、自転車の安全利用ができると考え、笠間市自転車条例を制定しました。



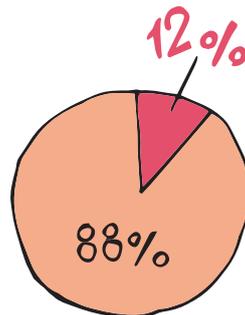
## 高額な損害賠償の可能性も…



賠償額 約9,500万円

事例：自転に乗った小学生が歩行中の高齢女性に重傷を負わせ、小学生の母親が監督責任を問われた。(2013年 神戸地裁判決)

## 意外と多い！ 自転車事故



平成 29 年、市内の交通事故 260 件のうち 32 件。約 10 件に 1 件は自転車に関する事故が起こっています。

条例でここが変わる!

# 10月から 自転車保険へ 加入が義務に!

「笠間市自転車の安全利  
 用に関する条例」が10月  
 から施行されます。  
 万が一の加害事故に備  
 え、自転車損害賠償保険等に  
 加入しましょう。  
 自転車保険や傷害保険の  
 特約として付いている場合  
 があるので、まずは自分が加  
 入している保険を確認して  
 みましょう。

## 保険の加入状況チェック!

個人賠償責任保険(共済を含む)または、自転車利用者向けの賠償責任保険に加入していますか?

はい

いいえ

はい

加入している保険(共済を含む)に「個人賠償責任補償特約」がついていますか?

わからない

いいえ



加入済みです



確認が必要です

加入している保険会社などに  
補償の内容を確認してください



加入が必要です

個人賠償責任保険または  
自転車利用者向けの賠償責任保険  
への加入が必要です。

## もし守らなかった場合は?

「義務化」といっても、保険に加入してなくても罰せられることはありませんが、  
過失の認定に影響を及ぼす可能性があります。



その他、こんなお願いがあります。



子どもや高齢者は  
ヘルメットをかぶりましょう

子ども(高校生以下)や高齢者(65  
 歳以上)が自転車に乗るときは、ヘル  
 メットを着用しましょう。転倒したと  
 きに衝撃から頭を守ってください。  
 ヘルメット着用により事故の死  
 亡率が4分の1に低減するとい  
 うデータも。



早めにライトを点けましょう

買い物や帰宅時間が重なる夕方  
 から夜間にかけての時間帯は、自転  
 車の事故が多く発生しています。  
 薄暗くなってきたら早めにライト  
 を点灯し、歩行者や他の車両に自分  
 の存在を示して事故を防ぎましょう。



側面等に反射器材を  
つけましょう

自転車の前部にライトを装着す  
 るだけでなく、側面等にも反射器材  
 を取り付けましょう。  
 車輪スポーク部分に反射器材を  
 取り付ければ、夜間道路横断中の事  
 故防止するために効果的です。

## 自転車クイズに答えてみよう!

### ①自転車の歩道通行について、正しいのはどれ?

1. 車道走行が原則であるが、歩道を通行することができる場合がある。
2. 歩道に自転車の通行部分が指定されていれば、歩行者がいる場合でも、自転車は徐行せずに通行できる。
3. 標識により、自転車が歩道を通行することができる場合、歩道の車道寄り、歩行者が通行するところである。

### ②自転車の歩道走行について、正しいものはどれ?

1. 自転車で歩道を通行していると、前方にお年寄りがいて通行の妨げになっていたのに徐行した。
2. 自転車で車道を通行していると、前方で道路工事が行われていたので、やむを得ず歩道を通行した。
3. 歩道は自転車と歩行者の双方が自由に通行できるところである。

### ③右の標識の意味は?

1. 歩行者は、歩道通行が可能で、自転車は歩道通行ができない。
2. 自転車は歩道通行できる。
3. 自転車は、降車しなければならない。



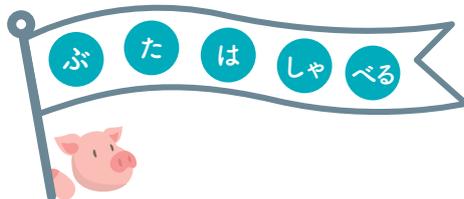
ちやんと守ろう、自転車のルールとマナー

## 自転車は命を預ける乗り物です。

安全に自転車に乗るために、ルールやマナーを守り、周りの方へ配慮して走行をしましょう。  
また、自転車に乗る前には、自転車に以下のような異常が無いか確認しましょう。

### 自転車の自己点検のポイント

合い言葉は



べる ベルは鳴る?

しゃ 車体の「3ル」のハンドル、サドル、ペダルに不具合は?

ぶ ブレーキの効きは?

た タイヤの傷は?  
空気圧は?

は 反射材は光る?



安心安全を表すマーク



TSマーク

自転車安全整備士により点検・整備を受けたことを表す。



BAAマーク

自転車安全基準に適合していることを表す。



### 交通安全教室

笠間市では、子どもたちが安全に自転車に乗るために、交通ルールを守らなかつたり、マナー違反をすると危険な乗り物にもなるんだということを認識してもらうため、新年度を迎えると各小学校で交通安全教室を実施しています。



# 自転車をもっと楽しもう！

今回の条例制定について市民団体の「笠間自転車de街づくり協会」の石上副会長と大嶋事務局長にお話を伺いました。

## 笠間市条例が制定されましたが

**大嶋さん** 自転車を利用する上では、よいことだと思えます。何気なく乗られている方がほとんどかと思いますが、実はルールを知らない危険な部分があることを認識させてくれると思えます。

## 活動への思いを聞かせてください

**大嶋さん** 車と歩行者と自転車が共存できることが、とても魅力的なまちなる条件であると考えていますので、笠間の地形や観光資源を生かしたサイクリストの集えるまちづくりを目標に掲げて活動しています。一人ひとりが学んでいくことが大切であると思っています。



おおしま しげとし  
**大嶋 繁利さん**  
 笠間自転車de街づくり協会  
 事務局長



いしがみ わたる  
**石上 渉さん**  
 笠間自転車de街づくり協会  
 副会長

主にどのようなイベントを行っていますか？

**石上さん** 交通安全がとても大切なので、まずは笠間稲荷神社の茅の輪くぐりに参加します。このところ参加者も増えて、30人くらいいます。もちろん市内パレードも参加して、正しい乗り方を確認しながら気を引き締めています。

また、市内の名所や史跡めぐりをするコースを設定して、楽しみながら、ルールの確認やマナーを教えあつて、自転車の楽しさと危なさを学ぶイベントを開催しています。



茅の輪くぐりで安全祈願

## 車と歩行者と自転車の共存できるまちを目指して

これからの活動について

**石上さん** 全国的に自転車を楽しむ方が増えていると思えます。しかし自転車事故や、マナーの問題もあり、自転車に対するマイナスのイメージの一面もあると考えています。

たとえば、車に乗っているとき、自転車が危なくて運転しにくいと感じたこと一度はあると思います。それは、ルールを正しく守っていないからなんです。何にでもルールがありますよね。守って初めて、皆がいやな思いをしなくて楽しむことができるんです。

車と歩行者と自転車の共存できるまちを作っていくことは容易なことではありません。しかし、一歩でも近づけていけたら：そんな思いで活動をしています。

ルールの守られているまちはだれが見ても素敵で自然に人が集まってくると思えますし、すでに観光や環境問題にとって自転車が必要になる時代が来ていると感じます。

自転車を通して市の発展の一翼を担えたらと思っています。



## より安全で安心なまちを目指して

公共交通の充実が課題となるなかで、自転車の役割を拡大していくことが必要となっています。

国では平成28年に自転車活用推進法を制定し、計画に基づき取り組みが行われています。

笠間市でも、現在自転車活用に向けた計画の策定を進め、安全・環境・健康・観光など総合的な視点で自転車の活用を推進していきます。

自転車の活用を推進していくなかで、欠かせないのが『ルールとマナー』。

ルールとマナーが守られなければ、本来便利で快適な乗り物であるはずの自転車で大きな怪我を負ったり、事故が起こってしまったりする割合が大きくなってしまいます。

今回の条例で「ルールが厳しくなったと考えるのではなく、これをきっかけに交通ルールを守ろう」との思いで、まず大人が子どもたちの良い見本になって、ルールを再確認し皆で実践していきましょう。

一人ひとりがルールやマナーを守り、リスクに備えることが、「安全で安心なまち」につながっていきます。

問い合わせ

市民活動課(内線135)